重要事項説明書

あなた(または、あなたの家族)が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

第1条 利用者への居宅介護支援を提供する事業所

1. 事業所の名称等

名 称	ケアプランセンターはるか
介護保険指定事業者番号	君津市長指定 1273001154
所 在 地	千葉県君津市人見1593-2
連絡先	電話 0439-88-6066
	ファックス 0439-88-6067
担 当 者	介護支援専門員 白井 茜
	江沢 ちはる
事業実施地域	君津市・木更津市・富津市

2. 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者等が、日常生活を営むために必要な居宅サービス計画の作成や、関係区市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携を密にし、要介護者等に便宜の供与や提供を行うことを目的としています。
運営方針	居宅介護サービスの作成に当たっては、その利用者が可能なかぎり居宅において、その有できたりに応じ自立した日常生活を営むことができるように、配慮して行うものとします。利用者の心身の状況、その置かれている環境医療サービスおよび福祉サービスが、多よらにであるよび福祉サービスおよび福祉サービスが、あよりに大きを変するように表しては、の力場にでは、の力場にでは、の世界では、の世界では、の世界では、の世界では、利用者に大きのでは、利用者に大きのでは、利用者に大きのでは、利用者に大きのでは、利用者に大きのでは、利用者に大きないまでは、利用者に大きないまでは、利用者に大きないまでは、利用者に大きないまでは特定のでは、利用者に大きないまでは、利用者に大きないまでは、利用者に大きないまでは、利用者に大きないまでは、利用者に大きないまでは、利用者に大きないまでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、その

3. 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月〜金までとします。但し、祝祭日及び年末年 始(12月29日から1月3日)は休業します。
営業時間	9:00から17:00までとします。

4. 事業所の職員体制

管 理 者	白井	茜
介護支援専門員	白井	茜
	江沢	ちはる

第2条 居宅介護支援の内容、利用料および加算の費用について

店宅介護文族の内容、利用科	1	/11/0 > /	1	ı
居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	1ヶ月あた りの料金	 利用料
1. 居宅サービス計画の作成 2. 居宅サービス事業 3. サービス実施の状況把握・評価 4. 利用者の状況把握 5. 給付管理 6. 介護認定申請に係る援助 7. 相談業務	別紙 「居宅介護支 援業務の実施 方法等につい て」のとお り。	適用有	要介護 1·2 11,088円 要介護 3~5 14,406円	介護保険適 用は利用料 負担の必要 がありませ ん。
加算の名称	加算の	内容	料金	利用料
居宅支援初回加算	過去2ヶ月以上居を提供していない します。		3,063円/回	
入院時情報連携加算 I 入院時情報連携加算 I 入院時情報連携加算 II	入院時に病院等に 行った場合に算定		2,552円/月2,042円/月	
退院・退所加算 退院・退所加算 (I) イ 退院・退所加算 (I) ロ 退院・退所加算 (II) イ 退院・退所加算 (II) ロ	退院・退所にあたの職員と面談を行情報提供を求めるの連携を図った場ます。 入院又は入所期間算定することがで	い、必要な ことその他 合に算定し]中に1回まで	4,594円/回 6,126円/回 6,126円/回 7,657円/回	
退院・退所加算(Ⅲ)	<u> </u>	あり。の対	9,189円/回	
特定事業所医療介護連携加算	病院との連携や看応を行った場合にす。		1,276円/月	
居宅支援通院時情報連携加算	利用者が医師の診 際に同席し、医師 の心身の状況や生 必要な情報提供を 等から利用者に関 情報提供を受けた 宅サービス計画に 合に算定します。	5等に利用者 活環境等の 行い必要 うえるで、と うえいした場 記録した場	510円/月	介護保険適 用は利用料 負担の必ませ がありませ ん。(全額
緊急時等居宅カンファレンス 加算	病院又は診療所の り、医師又は看護 宅を訪問しカンフ 行い、利用者に必 サービス又は地域 スの利用に関する た場合、月2回を ます。	師と利用者 アレンスを 要な居宅 流密着サービ 調整を行っ 限度に算定し	2,042円/回	介護保険か ら負担され ます。)
特定事業所加算	中重度者や支援困の積極的な対応を			
特定事業所加算I	の積極的な対応を 専門性の高い人材 必要に応じて多様 提供する生活支援	た確保し、 な主体等が	5, 298円/月	
特定事業所加算Ⅱ	(インフォーマル) 含む) が包括的に	ナービスを	4,298円/月	

	特定事業所加算Ⅲ	ような居宅サービス計画を作成し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所に	3,297円/月	
	特定事業所加算A	対して算定します。	1,163円/月	
ター加算		末期の悪性腫瘍の利用者について在宅の訪問等を行い、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等を把握し、支援を実施している事業所に対し算定します。	4,084円/月	

第3条 介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者居宅への訪問の目安。 利用者の要介護認定有効期間中、1ヶ月に1回以上訪問します。

第4条 利用料、その他の費用の請求および支払方法について

- 1. 利用料、その他の費用の請求
 - ① 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。
 - ② 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月15日までに利用者あてに、郵送します。 (請求額の無い場合は、お届けしません。)

2. 費用の支払い

- ① 利用者負担のある支援業務提携の都度、お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、次のいずれかの方法により、お支払いください。
 - 事業者指定口座への振込
 - 利用者指定口座からの自動振替
 - ・ 現金払い
- ② お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。
- ③ 支払い期日から2ヶ月以上遅延の場合には、契約を解約のうえ、未払い分をお支払いいただきます。

第5条 秘密の保持と個人情報の保護について

- 1. 利用者およびその家族に関する秘密保持について
 - ① 事業者およびその職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者 およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしませ ん。
 - ② この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- 2. 個人情報の保護について
 - ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者 会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の 個人情報についても、同様とします。
 - ② 事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物 について、細心の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への 漏洩を防止します。

第6条 事故発生時の対応について

1. 事業者は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに 君津市・木更津市・富津市 並びに利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

第7条 介護支援業務に関する相談、苦情について

1. 事業所の窓口

事業所	ケアプランセンターはるか
管理者	白井 茜
所在地	千葉県君津市人見1593-2
電 話	0439-88-6066
ファックス	0439-88-6067
受付時間	月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとします。但し、 祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)は休業します。

2. 各区市町村の窓口

君津市介護保険課介護推進係	(電話)	0439-56-1736
木更津市福祉部介護保険課		0438-23-7178
富津市健康福祉部介護保険課		0439-80-1262

3. 公的団体の窓口

千葉県国民健康保険団体連合会 (電話) 043-254-7428

第8条 サービス提供の記録

事業者は、居宅介護支援業務の提供内容に関する記録を作成し、 サービス提供した日から5年間保管します。

第9条 損害保険への加入

事業者は、福祉事業者総合賠償責任保険に加入しています。(保険会社:三井 住友海上火災保険株式会社、保険内容:施設賠償責任・生産物賠償責任)

第10条 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、書面を再交付し、署名・捺印にて利用者の同意確認を行います。

第11条 災害非常対策について

事業者は、非常災害に備えるため、地震等非常災害に対処するための計画を作成し、消防等についての責任者を定め、年2回以上、避難訓練その他必要な訓練を行うとともに、非常災害が発生した際もその事業が継続できるよう、他の事業所等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

第12条 虐待防止に関する事項

- 1. 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次のとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2. 事業者は、サービス提供中に、事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

第13条 衛生管理等

- (1) 事業者は、利用者の使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施し、年1回以上の健康診断を受診させます。

第14条 その他運営に関する重要事項

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅介護支援事業所従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

第15条 重要事項説明の年月日

上記内容について「君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例(平成30年市条例第2号)」第6条の規定に基づき、利用者 に説明を行いました。